

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する
明細書

連 事 年		結 業 度	・ ・ ・ ・		法人名	()	
号・ 3号	特 別 地 区	情報通信産業特別地区	特定事業に係る連結所得の金額			13	円
			特 別 控 除 額 ((13)又は((27)× $\frac{(13)}{(24)})$)× $\frac{40}{100}$			14	
			国際物流拠点産業集積地域			15	
			特 別 控 除 額 ((15)又は((27)× $\frac{(15)}{(24)})$)× $\frac{40}{100}$			16	
	控 除 額	金 融 業 務 特 別 地 区	特定事業に係る連結所得の金額			17	
			所 得 基 準 額 ((17)又は((27)× $\frac{(17)}{(24)})$)× $\frac{40}{100}$			18	
			各連結法人の人件費の 額のうち金融業務に係る 事業に係る金額の合計額			19	
	等	区	人 件 費 基 準 額 (19)× $\frac{20}{100}$			20	
			特 別 控 除 額 ((18)と(20)のうち少ない金額)			21	
			特 別 控 除 額 (各連結法人の(12)の合計)			22	
	人 の 計 算	特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算	連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「34の①」)			23	
			全軽減対象連結所得金額 (13)+(15)+(17)+(各連結法人 の(8)の合計)			24	
			特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 の 合 計 額			25	
			軽減対象連結欠損金額の合計額			26	
			調整軽減対象連結所得金額 (23)と((24)-(25)-(26))の うち少ない金額)			27	

別表十の二(一) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

別表十の二（一）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の63《沖縄の認定法人の連結所得の特別控除》又は平成26年改正法附則第117条第5項《沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年改正前の措置法第68条の63（第1項の表の第3号に係る部分に限ります。）《沖縄の認定法人の連結所得の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「特別控除額の個別帰属額¹²」、

$$\left((8) \text{又は} (27) \times \frac{(8)}{(24)} \right) \times \frac{40}{100} \times (11)$$
、
「特別控除額¹⁴」、

$$(13) \text{又は} (27) \times \frac{(13)}{(24)} \times \frac{40}{100}$$
、
「特別控除額¹⁶」及び

$$(15) \text{又は} (27) \times \frac{(15)}{(24)} \times \frac{40}{100}$$
、
「所得基準額¹⁸」の各欄は、各連結事業

$$(17) \text{又は} (27) \times \frac{(17)}{(24)} \times \frac{40}{100}$$

年度において措置法令第39条の90第6項《沖縄の認定法人の連結所得の特別控除》（平成26年改正令附則第32条第3項《沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じ。）に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額若しくは軽減対象連結欠損金額がある場合又は措置法令第39条の90第6項に規定する全軽減対象連結所得金額が同項に規定する全連結所得金額を超える場合（以下「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合」といいます。）にはそれぞれ「(8)又は」、「(13)又は」、

「(15)又は」及び「(17)又は」を消し、その他の場合にはそれぞれ「又は $(27) \times \frac{(8)}{(24)}$ 」、「又は $(27) \times \frac{(13)}{(24)}$ 」、「又は $(27) \times \frac{(15)}{(24)}$ 」及び「又は $(27) \times \frac{(17)}{(24)}$ 」を消します。

3 「特定事業に係る連結所得の金額¹³」、「特定事業に係る連結所得の金額¹⁵」及び「特定事業に係る連結所得の金額¹⁷」の各欄は、措置法令第39条の90第3項及び第7項又は平成26年改正令附則第32条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年改正前の措置法令第39条の90第3項及び第5項《沖縄の認定法人の連結所得の特別控除》の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

4 「特別控除額¹⁶」は、平成26年改正法附則第117条第4項に規定する旧認定法人については、同欄中「40」とあるのは、「35」として記載します。

5 「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算」の各欄は、各連結事業年度において特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合に記載します。

6 「特定事業軽減対象連結欠損金額の合計額²⁵」及び「軽減対象連結欠損金額の合計額²⁶」の各欄は、措置法令第39条の90第6項及び第7項（平成26年改正令附則第32条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定により計算した金額をそれぞれ記載し、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。